

建築物エネルギー消費性能適合性判定・仕様基準の完了検査

単位：円

申請対象		面積区分[m ²]	手数料	申請対象	面積区分[m ²]	手数料
住 宅	戸 建	0	200	非 住 宅	0	600
		0 ～	2,000		～ 300 未満	5,000
					300 ～ 1,000 未満	7,000
	共 同 住 宅 等	0	600		1,000 ～ 2,000 未満	9,000
		～ 300 未満	4,000		2,000 ～ 5,000 未満	15,000
		300 ～ 2,000 未満	7,000		5,000 ～ 10,000 未満	20,000
		2,000 ～ 5,000 未満	12,000		10,000 ～ 25,000 未満	24,000
		5,000 ～	18,000		25,000 ～	28,000
		複合建築物：住宅部分と非住宅部分の面積それぞれの区分の合計額				

※面積区分において建築関係手数料条例で市長が別に定める用途は次に掲げる用途とする。

- (1) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- (2) 水産物の増殖場若しくは養殖場
- (3) 卸売市場
- (4) 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (5) データセンタにおける電算室
- (6) 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室
- (7) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28国土交通省告示第265号）別表第2の工場等の倉庫並びに屋外駐車場または駐輪場の室用途として計算を行った部分
- (8) すべての部分において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項別表第2の室用途を用いて評価することができない非住宅部分
- (9) 基準省令第4条第3項2の規定による場合の住宅の共用部分
- (10) 一戸建ての住宅で評価を行わない部分
- (11) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第6条第7項に規定する検査報告書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上に適合している場合に限る。）又はその写しの提出があった住宅部分